



発行
東京都

目次

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一

告示（労）

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………三

告示

●東京都告示第八百十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和五年七月四日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 都道千住小松川葛西沖線

二 指定する区間 江戸川区宇喜田町千四番一地从先から同区北葛西二丁目一番三地内まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

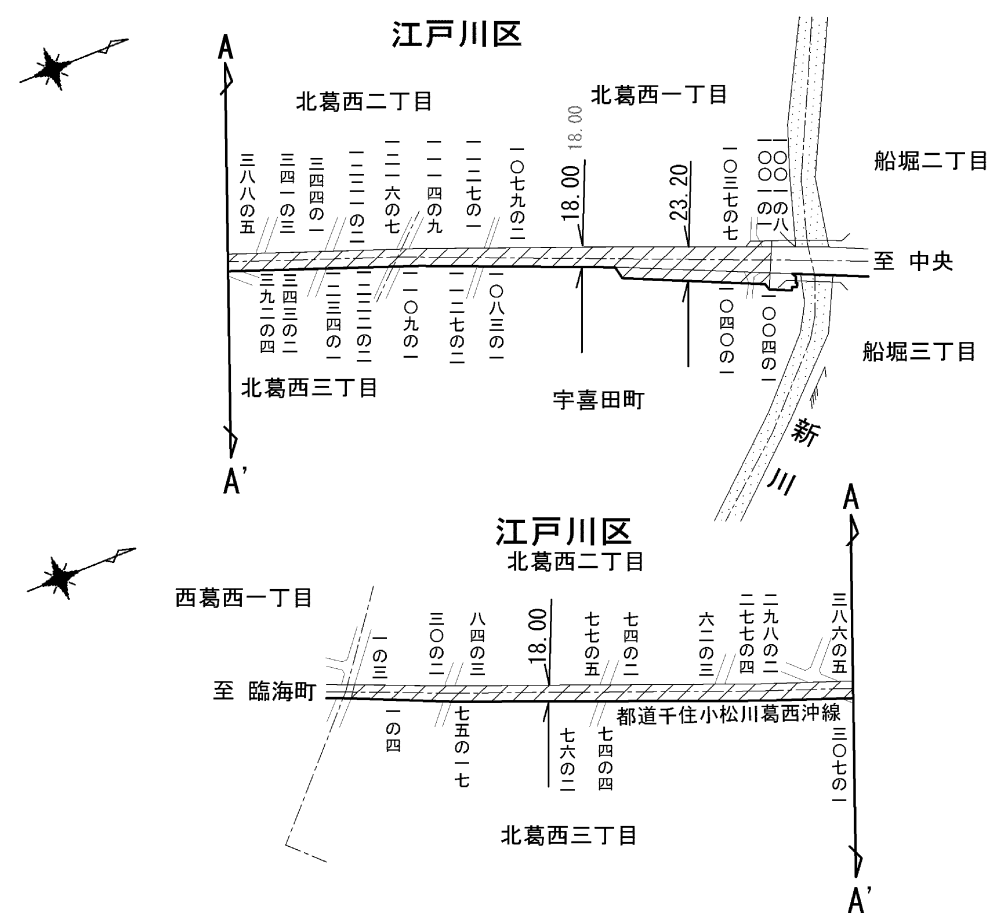
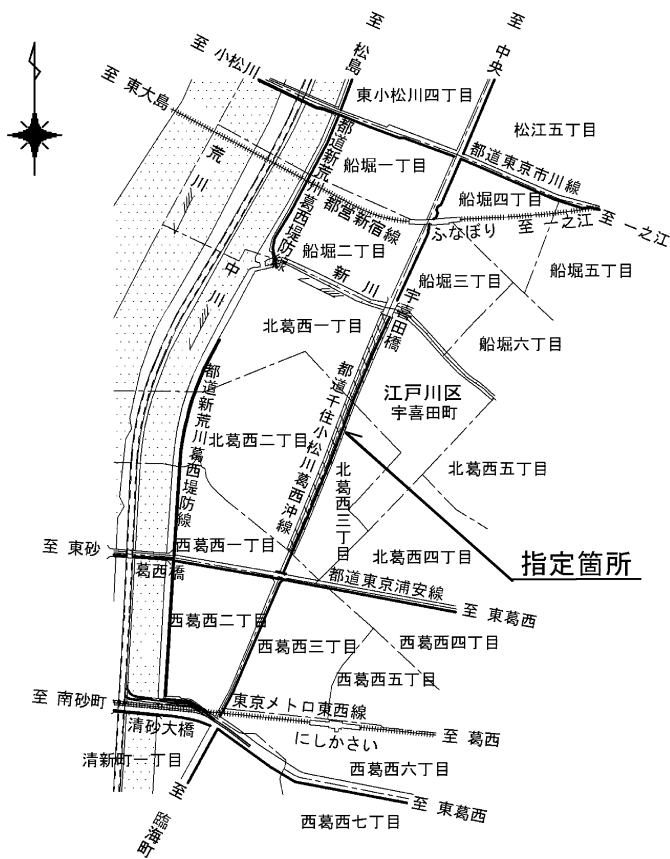
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道千住小松川葛西沖線

江戸川区宇喜田町～北葛西二丁目



延長 一、〇九〇・一四メートル
(電線共同溝予定名称 千住小松川葛西沖・六号)



告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和五年七月四日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都水道局

二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所

労働組合法第二条第一号に規定する者

本局

次長、技監及び理事

部長及び担当部長

課長、隊長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理（秘書担当）、課長代理（秘書事務担当）、課長代理（調整担当）、課長代理（総務担当）、課長代理（文書担当）及び課長代理（法務担当）

総務部主計課課長代理（財務担当）、課長代理（財務調査担当）、課長代理（改革推進担当）、課長代理（団体連携担当）

当）、課長代理（団体連携調査担当）、課長代理（団体連携推進担当）、課長代理（予算担当）及び課長代理（予算調査担当）

総務部企画調整課課長代理（企画調整担当）

職員部人事課課長代理（管理担当）、課長代理（人事担当）、課長代理（人事調査担当）、課長代理（給与担当）、課長代理（コンプライアンス推進担当）及び課長代理（コンプライアンス監理担当）

職員部労務課課長代理（労務担当）及び課長代理（労務調査担当）

職員部監察指導課課長代理（服務指導総括担当）、課長代理（服務指導担当）、課長代理（業務指導総括担当）及び課長代理（業務指導担当）

本部長、部長、担当部長、課長、担当課長及び専門課長

所長及び課長

所長

所長及び課長

所長及び課長

所長及び課長

所長、課長及び専門課長

所長

所長

支所長及び課長

所長

浄水管理事務所 所長及び課長

浄水場 場長

建設事務所 所長及び課長

四 認定年月日 令和五年六月六日

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

